

## 馬事普及啓蒙推進事業助成金交付細則

平成23年4月1日

社団法人 日本馬事協会

〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館

TEL 03-3297-5626 FAX 03-3297-5628

## 馬事普及啓蒙推進事業助成金交付細則

### (目的)

第1条 社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）は、我が国の馬事知識の普及及び馬の利用増進を図るため、馬事普及啓蒙推進事業実施要領（以下「要領」という。）第2条の（2）、（5）、（7）及び（9）を実施するに当たっては、要領、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱及び地方競馬全国協会馬事普及啓蒙推進事業補助実施要領による他、この細則に定めるところによる。

### (事業の内容等)

第2条 事業の内容及び要件、事業実施主体、助成の対象、助成金の額等は別表1、補助金の算出単価等は別表2のとおりとする。

#### (1) 馬事普及特別対策事業

地方競馬場及び畜産関係団体等が畜産フェア、農業祭等で初心者向け馬事普及教室等を開催する場合、その経費として馬の借上料、馬の輸送費、指導員手当等について助成を行う事業

#### (2) 優良農用馬生産振興対策事業

農用馬の主要な生産地域の生産集団が行う生産技術調査・研究開発活動等に対する支援及びそれらの評価を行う事業

#### (3) 農用馬生産者が馬事知識普及啓発を行う事業

全道県規模で実施される馬の共進会、ホースイベント等に対して支援を行う事業

#### (4) その他協会会长が特に必要と認めた事業

### (事業の実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、平成18年度から平成26年度までの9年間以内とし、各年度の事業は、当該年の4月から翌年の3月までの間に行うものとする。

### (助成金の交付の申請)

第4条 本事業を行おうとする者は、別紙様式第1号による申請書を協会が定める期日までに協会会长に提出するものとする。ただし、やむを得ない事由によるものであって、協会が特に認める場合にあっては、この限りでない。

### (助成金の交付決定及び通知)

第5条 協会は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当であると認めたときは、助成金の交付決定を行い、事業実施主体にその内容を通知するものとする。ただし、協会が必要があると認めた場合には、事業内容に修正を加え、又はその内容に条件を付すことがある。

(助成金の交付決定の変更等)

第6条 事業実施主体は、助成金の交付決定後に生じたやむを得ない事情により、事業計画を著しく変更しようとするときは、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ協会会長に提出するものとする。

- 2 協会は、前項の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付決定の内容を変更することがある。
- 3 協会は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、その内容を事業実施主体に通知するものとする。

(事情変更による助成金の交付決定の取消し等)

第7条 事業実施主体は、助成金の交付決定後生じた天災地変等の事情により特別な必要が生じたときは、別紙様式第3号による事情変更報告書を協会会長に提出するものとする。

- 2 協会は、前項の規定による報告書の提出があった場合、その内容を審査し、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付決定の内容を変更することがある。ただし、本事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 3 協会は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、その内容を事業実施主体に通知するものとする。

(事業の完了報告)

第8条 事業実施主体は、本事業が完了したときは、別紙様式第4号による完了報告書を速やかに協会会長に提出しなければならない。

(助成金の確定の通知)

第9条 協会は、前条の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、助成金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(助成金の交付の方法)

第10条 助成金の交付は、千円未満を切捨て、精算払いの方法による。ただし、協会が特に必要と認めた場合には、概算払いをすることがある。

(助成金の交付決定の取消し)

第11条 協会は、事業実施主体が助成金を他の用途に使用し、又は助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、その他この規程の規定に違反した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、すでに交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

3 協会は、第1項の規定により助成金の交付決定の取消しをしたときは、事業実施主体にその内容を通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 事業実施主体は、第7条又は前条の規定による取消しを受けた場合において、既に助成金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、助成金を返還しなければならない。

2 事業実施主体は、第9条の規定により助成金の額が確定された場合において、すでにその額を超える助成金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の助成金を返還しなければならない。

(業務検査)

第13条 協会は、必要があると認めたときは、事業の内容、助成金の使用状況を検査することができる。

2 前項の規定による検査及び地方競馬全国協会が行う協会の監査に関連し、事業実施主体の事業内容、助成金の使用状況を監査する場合は、これを拒んではならない。

(書類の保管)

第14条 事業実施主体は、事業に係わる経理等関係書類を、事業を実施した年度の次年度から起算して5年間整理保管しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めなき事項は、必要に応じて別に定める。

2 この規程に定める事項で問題が生じた場合は、協会は地方競馬全国協会と協議の上内容を変更できるものとする。

附 則（平成19年12月18日）

この細則は、地方競馬全国協会の承認のあった日（平成19年12月18日）から実施し、平成19年4月1日から適用する。

なお、本細則の制定に従い、従前の「馬事普及特別対策（奨励金交付）事業実施要領（平成元年4月1日制定、平成13年4月1日改正）」は廃止する。

附 則（平成22年3月31日）

この細則は、地方競馬全国協会の承認のあった日（平成22年3月31日）から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年2月10日）

この細則は、馬事普及啓蒙推進事業実施要領（平成18年11月17日地方競馬全国協会会長承認）の変更について地方競馬全国協会理事長の承認のあった日（平成23年2月10日）から実施し、平成23年4月1日から適用する。

別表第1

事業の内容及び要件	事業実施主体	助成の対象	助成金の額等	備考
(1) 馬事普及特別対策事業 地方競馬及び畜産関係団体等が畜産フェア、農業祭等で初心者向け馬事は、北海道にあつては開催室等実馬を借りて開催するイベント「都道府県（北海道）が同時に開催されるものとあること。 注：人件費、常雇的な賃金、賞品等の経費、イベントの賃金、賞品等の経費は、助成の対象としない。また、県外旅費は助成率を1/2以内とする。	地方競馬主催者 農業協同組合 農業組合法人等 農事組合県支部 馬事協会県支部等 公社認団体	馬の借上料、馬導員手当等のイベント開催経費	定額 500千円を限度とする	沖縄県等離島・島しょ地域において事業を実施する場合に左の要件とする場合に助成の対象とす場合により助成せず助成の対象とす場合により助成して、実施の規模により助成金の額を減額することがある。その場合により助成金の額を減額することがある。
(2) 優良農用馬生産振興対策事業 ア 農用馬（社団法人日本馬事協会の種馬登録規程事務細則に基づく転系馬をいふ。以下同じ。）の飼養者に上り成る組合（都府県（北海道）以上を事務区域とする県）等が研修（後継者の養成、飼養技術の情報交換・継承、馬文化啓発活動、技術講習会等の自主的な活動を行うものであること。 イ 助成事業終了後も継続的に担い手集団活動を実施するものであること。 注：人件費、常雇的な賃金、事務所借料、備品購入費、懇親会等の宴會費、イベントの賃金、賞品等の経費は、助成の対象としない。また、県外旅費は助成率を1/2以内とする。	農用馬を飼養する農業組合連合会 農用馬を飼成員とする組合連合会 手集団 特認団体	集団活動費 800千円を限度とする	定額 800千円を限度とする	対象となる担い手集団は原則として10名以上です。対象となる担い手集団としている場合は、10名に満たない集団にあつては、助成金の額を減額することがある。
(3) 農用馬生産者が馬事知識普及啓発を行う事業 一般市民に対する馬文化の啓発そのため、全道県規模で実施される馬の共進会、ホースイベン等であること。	農業協同組合連合会 農事組合法人 農用馬を飼養する農業組合連合会 手集団 馬事協会県支部 公社等 特認団体	馬の共進会開催 ホースイベント開催 等開催費	事業費の1/2以内で、500千円を限度とする。	沖縄県等離島・島しょ地域において事業を実施する場合に左の要件とする場合により助成せず助成の対象とす場合により助成して、実施の規模により助成金の額を減額することがある。
(4) その他協会会長が特に必要と認めた事業 ばんえい競馬の支援および馬文化の啓發等のため、協会会长が特に必要と認めたものであること。	地方競馬主催者 農業協同組合法人等 農事組合県支部 馬事協会県支部等 公社等 特認団体	協会会长が特に必要と認めた事業費	定額	

別表2

馬事普及啓蒙推進事業助成金交付細則に係る単価等

馬事普及啓蒙推進事業助成金交付細則の第2条の経費単価等は次によるものとする。

1 事業実施計画書の積算に当たっては、原則として次の単価とする。

経費項目	摘要	単価
1 会場借料	1回当たり 1回当たり	3,160円(集合人員50人未満) 8,460円(集合人員50人以上)
2 会議費	1人当たり	150円
3 旅費	1人当たり	県内6,040円(日帰り宿泊を区分しない平均) 県内15,680円(1泊2日) ロック22,100円(1泊2日) 全国53,220円(2泊3日)
4 講師謝金	1人当たり	8,840円
5 諸謝金	1人当たり	10,840円
6 資料作成費		実費
7 アルバイト賃金	1人当たり	5,320円(1日1人当たり)
8 通信運搬費		査定事業費の1%以内
9 消耗品費		査定事業費の1%以内
上記以外の経費		実費

なお、平成16度から8通信運搬費及び9消耗品費について非常に厳しい取り扱いとなり、実績報告の際には、原則として概ね実施計画書の範囲内しか認めないことになりましたので、くれぐれも注意をして下さい。

2 経費は、次表に掲げる使用基準によるものとする。

経費項目	使用範囲
1 会場借料	打合せ会等の開催のために要する会場借料
2 会議費	弁当等の昼食代、茶菓代
3 旅費	(出張命令書又は出張依頼を証する書類、旅費計算書) (謝金計算書)
4 委員謝金	(謝金計算書)
5 諸謝金	
6 資料作成費	配布する資料の作成費
7 アルバイト賃金	事業実施に当たり日々雇用する者に対する賃金
8 通信運搬費	郵便料金、電話代、送金手数料等でおおむね実施計画書に記載した額の範囲内
9 消耗品費	用紙類、事務用品の購入費でおおむね実施計画書に記載した額の範囲内

(注1) 事業実施団体役職員(有給非常勤・嘱託を含む)、国家公務員及び地方公務員(教育・研究公務員は除く)への謝金は助成金の対象外とする。

(注2) 資料作成に当たっては、テキスト印刷の場合は印刷物に「地方競馬益金補助事業」と表示すること。

様式第1号

〇〇年度馬事普及啓蒙推進事業助成金交付申請書

年　月　日

社団法人　日本馬事協会　会長　　殿

⑤所　在　地

(フリガナ)

名　　称

代表者氏名

⑥

〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、馬事普及啓蒙推進事業助成金交付細則第4条の規定により申請します。また、助成事業に係る助成金　千円の交付方よろしくお願ひいたします。

なお、助成金の交付決定のうえは、同細則及び特に付された条件等に従って助成事業を実施することを誓約いたします。

記

1 事業実施主体の内容

- (1) 設立年月日
- (2) 組合又は会の区域
- (3) 組合員又は会員数 (　年　月　日現在)

2 事業名

3 助成事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	助成事業に 要する経費	助成金		自己資金	借入金	寄付 その他	備考
		協会	その他				
	円	千円	円	円	円	円	

4 事業実施場所

5 事業の完了期日　　年　月　日

((1)馬事普及特別対策事業 様式例)

6 助成事業及び助成事業に関連する事業の実施計画

初心者向け馬事普及教室等イベント

地区名	市町村名	開催期日	参集人員	備考
			人	
主な内容				

(注) 備考欄に参集対象者を記載すること。

7 助成事業の内容及び所要経費

費目	第1回			第2回			合計 (円)
	員数	単価 (円)	金額 (円)	員数	単価 (円)	金額 (円)	
馬借上料							
馬輸送費							
指導員手当							
会場借上料							
会場設営費							
旅費							
諸謝金							
資料作成費							
アルバイト賃金							
通信運搬費							
消耗品費							
合計							

8 添付書類

事業計画書、收支予算書

((2)優良農用馬生産振興対策事業 様式例)

6 助成事業及び助成事業に関連する事業の実施計画

講習会等

地区名	市町村名	開催期日	参集人員	備考
			人	

主な内容

(注) 備考欄に受講対象者を記載すること。

7 助成事業の内容及び所要経費

費目	第1回			第2回			合計 (円)
	員数	単価 (円)	金額 (円)	員数	単価 (円)	金額 (円)	
馬借上料							
馬輸送費							
講師謝金							
会場借上料							
会場設営費							
旅費							
資料作成費							
アルバイト賃金							
通信運搬費							
消耗品費							
合計							

8 添付書類

事業計画書、収支予算書

(3) 農用馬生産者が馬事知識普及啓発を行う事業 様式例)

6 助成事業及び助成事業に関連する事業の実施計画

(1) 馬の共進会

地区名	市町村名	開催期日	参集人員	備考
			人	
主な内容				

(注) 備考欄に参集対象者を記載すること。

(2) ホースイベント等

地区名	市町村名	開催期日	参集人員	備考
			人	
主な内容				

(注) 備考欄に参集対象者を記載すること。

7 助成事業の内容及び所要経費

(1) 馬の共進会

費目	員数	単価 (円)	金額 円)	合計 (円)
会場借上料				
会場設営費				
アルバイト賃金				
通信運搬費				
消耗品費				
合計				

(2) ホースイベント等

費目	員数	単価 (円)	金額 円)	合計 (円)
馬借上料				
馬輸送費				
講師謝金				
会場借上料				
会場設営費				
旅費				
アルバイト賃金				
通信運搬費				
消耗品費				
合計				

8 添付書類

事業計画書、収支予算書

((4)その他協会会长が必要と認めた事業 様式例)

6 助成事業及び助成事業に関する事業の実施計画

実施計画

地区名	市町村名	開催期日	参集人員	備考
			人	
主な内容				

(注) 備考欄に参集対象者を記載すること。

7 助成事業の内容及び所要経費

費目	第1回			第2回			合計 (円)
	員数	単価 (円)	金額 (円)	員数	単価 (円)	金額 (円)	
合計							

8 添付書類

事業計画書、収支予算書

様式第2号

〇〇年度馬事普及啓蒙推進事業変更承認申請書

年 月 日

社団法人 日本馬事協会 会長 殿

〒 所在地

名 称

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 日馬第 号をもって助成金の交付決定の通知がありました助成事業については、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されたく馬事普及啓蒙推進事業助成金交付細則第6条の規定により申請します。

記

1 事業名

2 助成事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	助成事業に 要する経費	助成金		自己資金	借入金	寄付 その他	備考
		協会	その他				
変更前	円	千円	円	円	円	円	
変更後							

3 変更理由

4 変更内容

5 その他必要書類

様式第3号

〇〇年度馬事普及啓蒙推進事業事情変更報告書

年 月 日

社団法人 日本馬事協会 会長 殿

〒 所在地

名称

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 日馬第 号をもって助成金の交付決定の通知がありました助成事業については、下記のとおり事情変更がありましたので、馬事普及啓蒙推進事業助成金交付細則第7条の規定により報告します。

記

1 事業名

2 助成事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	助成事業に要した経費	助成金		自己資金	借入金	寄付その他	備考
		協会	その他				
	円	千円	円	円	円	円	

3 事情変更が生じた理由

4 事情変更までの事業の遂行状況等

5 事情変更に伴う今後の希望事項

様式第4号

〇〇年度馬事普及啓蒙推進事業完了報告書

年　月　日

社団法人　日本馬事協会　会長　殿

〒　所在地

名称

代表者氏名

㊞

年　月　日付け　　日馬第　　号による助成金の交付決定の通知（　年　月　日  
付け　日馬第　　号による変更承認通知）に基づいて下記のとおり事業を完了しましたので、馬事  
普及啓蒙推進事業助成金交付細則第8条の規定により報告します。

なお、併せて精算額　　千円の交付を請求します。

記

1 事業名

2 助成事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	助成事業に 要した経費	助成金		自己資金	借入金	寄付 その他	備考
		協会	その他				
	円	千円	円	円	円	円	

3 事業の実施場所

4 事業を完了した期日　　年　月　日

5 助成事業及び事業に関連する事業の実施状況並びに事業効果  
申請書の様式を参考に記載すること。

6 助成事業の内容及び所要経費  
申請書の様式を参考に記載すること。

7 助成金振込先金融機関名　　〇〇銀行〇〇支店 普通（当座）口座No. 〇〇〇〇〇〇〇号  
ふりがな  
口座名義人

## 8 添付書類

### ① 共通して必要なもの

- ア 申請書の添付書類で、その後変更したもの
- イ 事業に要した経費内訳書
- ウ イの内容が明らかとなる書類（請求書、領収書の写しなど）
- エ 当該助成金に係る消費税仕入控除税額を助成金から減額して報告する場合は、その積算の内訳等が明らかとなる書類
- オ 収支報告書

### ② 事業により必要となるもの

#### (1) 馬事普及特別対策事業

- ア 初心者向け馬事普及教室等イベント開催の内容が明らかな書類
- イ 初心者向け馬事普及教室等イベント開催に関連した配布資料
- ウ 初心者向け馬事普及教室等イベント開催の実施状況が明らかとなるカラー写真

#### (2) 優良農用馬生産振興対策事業

- ア 集団活動の内容が明らかとなる書類
- イ 集団活動に関連した配布資料
- ウ 集団活動の実施状況が明らかとなるカラー写真

#### (3) 農用馬生産者が馬事知識普及啓発を行う事業

- ア 馬の共進会・ホースイベント等開催の内容が明らかな書類
- イ 馬の共進会・ホースイベント等開催に関連した配布資料
- ウ 馬の共進会・ホースイベント等開催の実施状況が明らかとなるカラー写真

#### (4) その他協会会長が特に必要と認めた事業

協会会長が特に必要と認めた書類（交付決定時に指定した書類）